

○厚生労働省告示第六十一号

厚生労働大臣が指定する病院の病棟における療養に要する費用の額の算定方法（平成二十年厚生労働省告示第九十三号）第一項第五号及び別表19の規定に基づき、厚生労働大臣が定める傷病名、手術、処置等及び定義副傷病名及び厚生労働大臣が指定する病院の病棟における療養に要する費用の額の算定方法第一項第五号の規定に基づき厚生労働大臣が別に定める者の一部を改正する告示を次のように定める。

令和七年三月十八日

厚生労働大臣 福岡 資麿

厚生労働大臣が定める傷病名、手術、処置等及び定義副傷病名及び厚生労働大臣が指定する病院の病棟における療養に要する費用の額の算定方法第一項第五号の規定に基づき厚生労働大臣が別に定める者の一部を改正する告示

（厚生労働大臣が定める傷病名、手術、処置等及び定義副傷病名の一部改正）

第一条 厚生労働大臣が定める傷病名、手術、処置等及び定義副傷病名（平成二十年厚生労働省告示第九十五号）の一部を次の表のように改正する。

(厚生労働大臣が指定する病院の病棟における療養に要する費用の額の算定方法第一項第五号の規定に基づき厚生労働大臣が別に定める者の一部改正)

第二条 厚生労働大臣が指定する病院の病棟における療養に要する費用の額の算定方法第一項第五号の規定に基づき厚生労働大臣が別に定める者(平成二十四年厚生労働省告示第四百十号)の一部を次のように改正する。

次の表のように改める。

改正後

厚生労働大臣が指定する病院の病棟における療養に要する費用の額の算定方法第一項第五号に規定する厚生労働大臣が別に定める者は、次に掲げる患者とする。

- 一 (略)
- 二 別表1の薬剤の欄に掲げる薬剤(当該薬剤ごとに同表の番号の欄に掲げる番号(厚生労働大臣が指定する病院の病棟における療養に要する費用の額の算定方法別表19の診断群分類点数表の番号の欄に掲げる番号をいう。以下同じ。))に係るものに限る。)を投与される患者又は別表2の検査の欄に掲げる診療報酬の算定方法別表第一医科診療報酬点数表に規定する検査(同表の番号の欄に掲げる番号に係るものに限る。)を受ける患者
- 三 (略)

別表1

薬剤		番号
(略)		
オラパリゾ(当該薬剤の注意事項等情報として公表された効能又は効果及び用法又は用量(令和5年8月23日に医薬品医療機器等法第14条第15項の規定により、既に承認された用法又は用量の変更について承認されたものに限る。))に係るものに限る。)		1736、1738及び1744
13 オラパリゾ(当該薬剤の注意事項等情報として公表された効能又は効果及び用法又は用量(令和6年11月22日に医薬品医療機器等法第14条第15項の規定により、既に承認された効能又は効果及び用法又は用量の変更について承認されたものに限る。))に係るものに限る。)		1856から1859まで、 1863から1865まで及び 1870
(略)		
78 デュルバルマブ(遺伝子組換え)(当該薬剤の注意事項等情報として公表された効能又は効果及び用法又は用量(令和6年11月22日に医薬品医療機器等法第14条第15項の規定により、既に承認された効能又は効果及び用法又は用量の変更について承認されたものに限る。))に係るものに限る。)		1856から1859まで、 1863から1865まで及び 1870
79 エフカルチギモド アルプア(遺伝子組換え)／ホルヒアルロニターゼ アルプア(遺伝子組換え)(当該薬剤の注意事項等情報として公表された効能又は効果及び用法又は用量(令和6年12月27日に医薬品医療機器等法第14条第15項の規定により、既に承認された効能又は効果及び用法又は用量の変更について承認されたものに限る。))に係るものに限る。)		245から248まで

改正前

厚生労働大臣が指定する病院の病棟における療養に要する費用の額の算定方法第一項第五号に規定する厚生労働大臣が別に定める者は、次に掲げる患者とする。

- 一 (略)
- 二 別表の薬剤の欄に掲げる薬剤(当該薬剤ごとに同表の番号の欄に掲げる番号(厚生労働大臣が指定する病院の病棟における療養に要する費用の額の算定方法別表19の診断群分類点数表の番号の欄に掲げる番号をいう。))に係るものに限る。)を投与される患者
- 三 (略)

別表

薬剤		番号
(略)		
オラパリゾ(当該薬剤の注意事項等情報として公表された効能又は効果及び用法又は用量(令和5年8月23日に医薬品医療機器等法第14条第15項の規定により、既に承認された用法又は用量の変更について承認されたものに限る。))に係るものに限る。)		1736、1738及び1744
13 オラパリゾ(当該薬剤の注意事項等情報として公表された効能又は効果及び用法又は用量(令和6年11月22日に医薬品医療機器等法第14条第15項の規定により、既に承認された効能又は効果及び用法又は用量の変更について承認されたものに限る。))に係るものに限る。)		1736、1738及び1744
(略)		
(新設)	(新設)	(新設)
(新設)	(新設)	(新設)

80	モノエタノールアミンオレイン酸塩（当該薬剤の注意事項等情報として公表された効能又は効果及び用法又は用量（令和6年12月27日に、医薬品医療機器等法第14条第15項の規定により、既に承認された効能又は効果及び用法又は用量の変更について承認されたものに限る。）に係るものに限る。））	1483及び1484	(新設)	(新設)	(新設)
81	ペンテラリズマブ（遺伝子組換え）（当該薬剤の注意事項等情報として公表された効能又は効果及び用法又は用量（令和6年12月27日に、医薬品医療機器等法第14条第15項の規定により、既に承認された効能又は効果及び用法又は用量の変更について承認されたものに限る。）に係るものに限る。））	1465から1468まで及び1471	(新設)	(新設)	(新設)
82	トフェルセン（当該薬剤の注意事項等情報として公表された効能又は効果及び用法又は用量（令和6年12月27日に、医薬品医療機器等法第14条第1項の規定により承認されたものに限る。））	260から265まで	(新設)	(新設)	(新設)
83	テクラスタマブ（遺伝子組換え）（当該薬剤の注意事項等情報として公表された効能又は効果及び用法又は用量（令和6年12月27日に、医薬品医療機器等法第14条第1項の規定により承認されたものに限る。））	2034、2035、2040及び2041	(新設)	(新設)	(新設)
84	モスネットズマブ（遺伝子組換え）（当該薬剤の注意事項等情報として公表された効能又は効果及び用法又は用量（令和6年12月27日に、医薬品医療機器等法第14条第1項の規定により承認されたものに限る。））	2002、2003、2016及び2017	(新設)	(新設)	(新設)

別表1の次に次の一表を加える。

別表 2

	検査	番号
1	D006-19 がんザノムネロフアイリソグ検査	1972から1993まで、 2000から2060まで、 2065から2072まで及び 2092から2095まで

附 則

この告示は、令和七年三月十九日から適用する。